

三島市耐震改修促進計画

令和3年4月

三島市

目次

はじめに	・・・	P3
1 計画策定の背景	・・・	P3
2 想定される地震規模と被害の状況	・・・	P3
第1章 計画の概要	・・・	P6
1 計画策定の趣旨	・・・	P6
2 計画策定の位置づけ	・・・	P6
3 計画の期間	・・・	P6
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	・・・	P7
1 耐震化の目標の設定	・・・	P7
2 耐震化の現状及び目標	・・・	P7
3 三島市が所有する公共建築物の耐震化の現状	・・・	P13
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	・・・	P14
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	・・・	P14
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	・・・	P14
3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境の整備	・・・	P16
4 地震時の総合的な安全対策	・・・	P17
5 優先的に着手すべき建築物等の設定	・・・	P18
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	・・・	P19
1 ハザードマップの作成・公開	・・・	P19
2 相談体制の整備・情報の充実	・・・	P19
3 パンフレット等の作成とその活用	・・・	P20
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	・・・	P20
5 地域住民等（自治会等）との連携	・・・	P20
6 ダイレクトメールや戸別訪問等の実施	・・・	P20
7 建築関係団体との連携	・・・	P21
第5章 建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方	・・・	P21
第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	・・・	P21

はじめに

1 計画策定の背景

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が制定され現在に至るが、近年では、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城県内陸地震、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など各地で大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震や津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

さらに、平成 30 年 6 月には、大阪府北部を震源とする地震によって、ブロック塀等の倒壊による被害が発生しました。

このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、特に発生の切迫性が指摘される南海トラフ地震については、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

このため、建築物の耐震改修については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年 5 月 31 日中央防災会議）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところであります。

切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、喫緊の課題であり、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき「三島市耐震改修促進計画」を定めます。

2 想定される地震規模と被害の状況

静岡県は、平成 23 年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、平成 25 年に「静岡県第 4 次地震被害想定」を公表しました。

この被害想定では、「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波」を「レベル1の地震・津波」とし、さらに、東日本大震災の教訓から「発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を「レベル2の地震・津波」とし、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波と相模トラフ沿いで発生する地震・津波のそれぞれについて、これら二つのレベルの地震・津波を想定対象としています。

この想定では、三島市の被害が最大となる地震は、「レベル2の地震・津波」区分による相模トラフ沿いで発生する地震「元禄型関東地震（マグニチュード 8.2 程度）」となっています。

三島市では地域防災計画の基礎となるデータを「静岡県第4次地震被害想定」としていただくことを踏まえ、本計画では、「元禄型関東地震」を被害が最大となる地震と想定します。

表1-1 第4次地震被害想定の対象地震

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	大正型関東地震
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラスの地震

表1-2 三島市における元禄型関東地震の被害想定（静岡県第4次地震被害想定）

【推定震度】

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積（k㎡）	0.0	42.6	13.8	5.0	0.1	0.0	61.4
割合（%）	0.0	69.4	22.5	8.1	0.2	0.0	100.0

【建物被害】

	揺れ	液状化	人口造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失棟数	約 1,400	約 100	5 未満	5 未満	約 10	約 1,200	約 2,700
半壊棟数	約 4,700	約 500	約 10	5 未満	約 30	—	約 5,200

【人的被害】

	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
重傷者数	約 200	約 20	5 未満	5 未満	5 未満	約 200
軽傷者数	約 800	約 100	5 未満	5 未満	5 未満	約 800

※被害想定の数値については、四捨五入して算出した概算の値となっていることから、合計が合わない場合があります。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定により策定されるもので、耐震改修促進法第4条により国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成30年12月21日国土交通省告示第1381号）（以下「基本方針」という。）に基づき静岡県が定める静岡県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）と連携し、三島市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画となります。

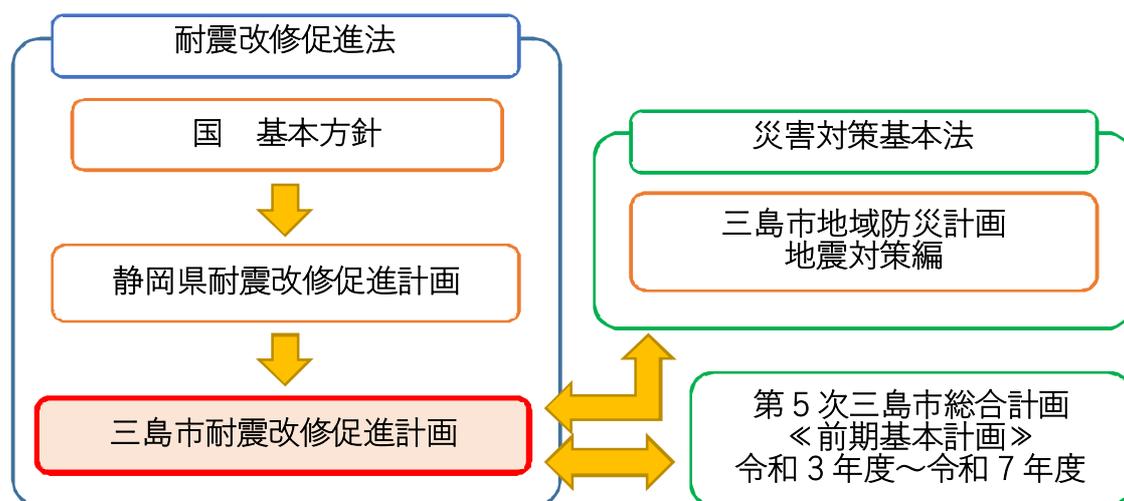
三島市は、本計画を基に静岡県と連携を図りながら、建築物の耐震改修を促進するための事業を実施するとともに、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、啓発や知識の普及を図ってまいります。

また、本計画の目的に対するSDGs（持続可能な開発目標）を掲げ、市民や教育機関、企業等と連携・協働して持続可能な開発目標の達成を目指します。



図：SDGs（持続可能な開発目標）11.住み続けられるまちづくりを

2 計画策定の位置づけ



3 計画の期間

国では、基本方針において「令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。」としています。

また、県計画の計画期間及び第5次三島市総合計画（前期基本計画）の計画期間が令和3年度から令和7年度となっていることから、これらを踏まえ、本計画の計画期間を令和3年度から令和7年度の5カ年とします。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 耐震化の目標の設定

○対象建築物

本計画は、昭和56年5月31日以前に着工された建築物に適用された耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物で以下のものを対象とします。

- ・住宅

戸建住宅、長屋、共同住宅を含むすべての住宅

- ・多数の者が利用する特定建築物

耐震改修促進法第14条第一号に規定する多数の者が利用する特定建築物（特定既存耐震不適格建築物）

- ・耐震診断義務付け対象建築物

要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条）

「病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物」、「学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物」及び「火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場」のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第5条第3項）

ア避難路沿道建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号）

特に耐震化を促進することが必要な避難路の沿道建築物のうち、地震によって倒壊した場合において、全面道路の幅員の過半を閉塞するおそれのある建築物

イ防災拠点建築物（耐震改修促進法第5条第3項第1号）

都道府県が指定する庁舎、病院、避難所等の建築物

○目標設定の考え方

耐震改修促進法や基本方針、県計画の目標等を踏まえ、本計画の目標を設定します。

2 耐震化の現状及び目標

ア 住宅

総務省統計局が実施する住宅・土地統計調査（以下「住宅・土地統計調査」）の結果に基づく三島市の住宅の耐震化率の推計値は、平成25年が85%、平成30年が91%と、5年間で6ポイント上昇しており、全国の5ポイントと比べ耐震化は図られているものの、前計画で目標としていた、令和2年度末で95%の目標には、4ポイント達成に至ってお

りません。

一方で国は、基本方針において「令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、おおむね解消することを目標とする。」としています。

表1-3 住宅・土地統計調査における住宅の耐震化率の推計値

	平成20年	平成25年	平成30年	上昇値
三島市	80.8%	85.0%	91.0%	6ポイント
静岡県	79.3%	82.4%	89.3%	6.9ポイント
全国	79%	82%	87%	5ポイント

※耐震化率は住宅・土地統計調査から得られる「居住世帯のある住宅戸数」より算出することから「空き家」は含みません。

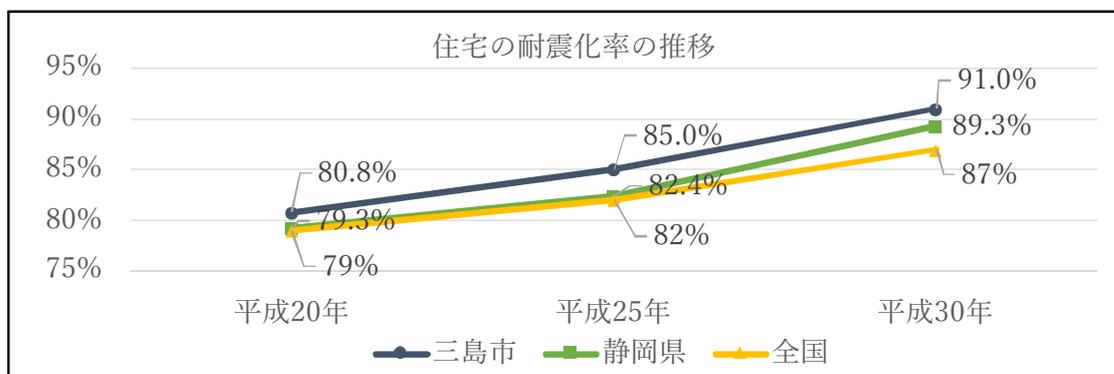


表2-2 住宅・土地統計調査における三島市の住宅の耐震化の推移（単位：戸）

	平成25年住宅・土地統計調査	平成30年住宅・土地統計調査	平成25年から平成30年の増減	年間の増減
住戸数(居住有)	45,720	44,610	-1,110	-222
耐震性無	6,851	4,006	-2,845	-569
耐震性有	38,869	40,604	1,735	347
住宅耐震化率	85.0%	91.0%	6.0%	1.2%

平成30年住宅・土地統計調査の結果から推計される耐震性無の住戸は4,006戸となっており、耐震性が不十分な住宅を「概ね解消」とするためには、このほぼすべてを耐震性有にする必要があります。

推計では、耐震性無が年間569戸減少していることから、この進捗が維持されれば、7年後(4,006戸/569戸)の令和7年度に概ね解消となる見込みです。

しかし、耐震性無の減少の要因の一つである住戸数の減少(222戸/年)については、

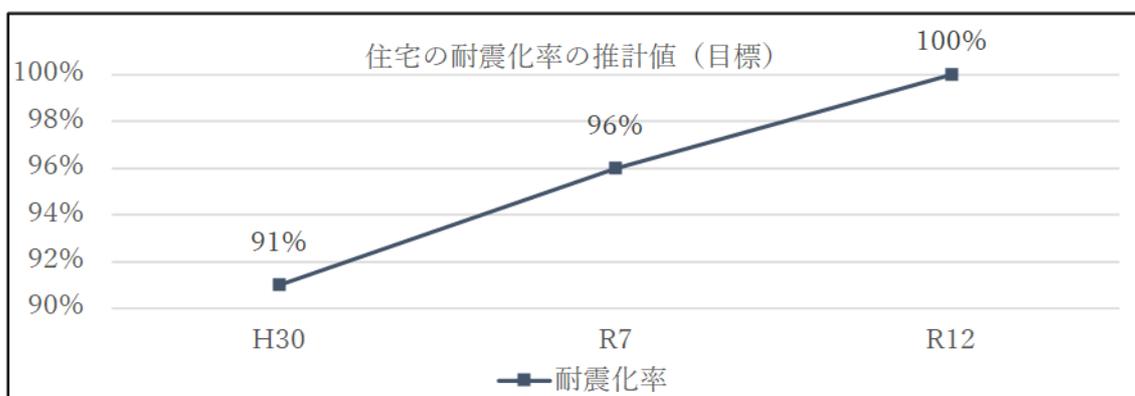
居住者の転居や死亡等により取り壊されたものや空き家化したものが多く含まれており、今後の取り組みとして見通すことが難しいことから、本計画ではこの要因は考慮せず、もう一つの要因である耐震性有の増加（347 戸/年）により耐震化率が向上する点に絞り目標を定め取り組むこととします。このことから概ね解消となる見通しは 12 年後（令和 12 年度）（4,006 戸/347 戸）となります。

これにより、令和 7 年における耐震性無の住戸数は 1,577 戸（4,006-（347×7））となり、耐震化率が 96%（（44,610-1,577）/44,610×100）となることから、この 96%を計画期間内に三島市が目指す住宅の耐震化率の目標とします。

なお、静岡県は県計画において、住宅の耐震化率を令和 7 年度末までに 95%とする目標を掲げています。

表 2-3 建て方・年代別住宅数（単位：戸）

区分	昭和 56 年以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 (H30 年 10 月) ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (H30 年 10 月) ⑥ (⑤/④)	耐震化率の目標(令和 7 年度末)
		②	耐震性有 ③				
木造	18,689	7,021	3,583	25,710	22,272	86.6%	—
非木造	16,930	1,970	1,402	18,900	18,332	97.0%	—
合計	35,619	8,991	4,985	44,610	40,604	91.0%	96%



イ 多数の者が利用する特定建築物

静岡県では耐震改修促進法第 14 条第一号に規定する多数の者が利用する特定建築物

(特定既存耐震不適格建築物) について耐震化率を毎年度集計しており、これによる令和2年3月末現在の三島市の耐震化率が96.6%となることから、全体の合計では前計画目標の95%を既に達成しているが、用途ごとに定めた耐震化率の目標については、民間建築物の一部の用途で未達成となっています。

この特定既存耐震不適格建築物については、昭和56年5月以前に建築された104棟のうち、耐震診断未実施建物が14棟、耐震診断実施建物が90棟で、耐震診断実施率は86.5%となっています。また、耐震診断の結果「耐震性無」と診断された特定既存耐震不適格建築物は54棟で、このうち、耐震改修実施済みのものは50棟、未改修のものは4棟となっています。

一方、この特定既存耐震不適格建築物の指導啓発等を行っている静岡県では、県計画において、「前計画の目標(R2:95%)の達成を確認できないことから、今後も耐震化を図っていくとともに進捗も把握していくが、国の基本方針を踏まえ、次期計画では目標を設定しない。」としていることから、三島市としても具体的な目標は設定しないこととします。

表2-4 特定既存不適格建築物(耐震改修促進法第14条第一号)の耐震化の現状と目標(単位:棟)(令和2年3月末現在)

特定建築物		昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	建築物数	耐震性有建築物数	耐震化率(令和2年3月末)	耐震化率の目標(令和7年度末)
用途		①	②	③ (①+②)	④	(④/③)	
災害時の拠点となる建築物	市役所、警察署、消防署、学校、病院等	86	44	130	128	98.5%	—
	公共建築物	38	38	76	76	100%	—
	民間建築物	48	6	54	52	96.3%	—
不特定多数者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館	24	9	33	30	90.9%	—
	公共建築物	4	0	4	4	100%	—
	民間建築物	20	9	29	26	89.7%	—

	館、銀行等							
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅 (共同住宅に限る)、 寄宿舍、下宿、事務所、工場等	167	51	218	210	96.3%	—	
	公共建築物	28	22	50	50	100%	—	
	民間建築物	139	29	168	160	95.2%	—	
合計		277	104	381	368	96.6%	—	
	公共建築物	70	60	130	130	100%	—	
	民間建築物	207	44	251	238	94.8%	—	

表2-5 特定既存不適格建築物（耐震改修促進法第14条第一号）の耐震診断実施状況（単位：棟）（令和2年3月末現在）

	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断未実施建物	耐震診断実施建物	耐震診断実施率	耐震性有	耐震性無	耐震改修実施	耐震改修未実施
特定建築物	104	14	90	86.5%	36	54	50	4

ウ 耐震診断義務付け対象建築物

耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け対象建築物は、三島市内に要緊急安全確認大規模建築物が11件、要安全確認計画記載建築物の内、緊急輸送路等沿道建築物が1件となっています。

要緊急安全確認大規模建築物については、平成29年1月に静岡県が公表しており、いずれも、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと評価されています。

要安全確認計画記載建築物の内、緊急輸送路等沿道建築物に関しては、平成31年4月に静岡県が県計画を改定し、耐震診断義務付け対象道路を位置付けるとともに、沿道建築物の所有者に対して、令和4年3月までに耐震診断の実施及び結果の報告を義務付けています。

なお、国では基本方針において、「令和7年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とする。」としています。

一方、この耐震診断義務付け対象建築物の指導啓発等を行っている静岡県では、県計画において、「国の基本方針を踏まえ、具体的な数値目標として、令和7年度末の耐震化率95%を設定する。」としていることから、このことを踏まえ、本計画における耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を「概ね解消」する目標値を、「95%」とします。

表2-6 令和7年度末における耐震化率の目標値

区分	現状	目標値 〈基本方針〉	目標値 〈静岡県〉	目標値 〈三島市〉
住宅	91% (平成30年10月)	おおむね解消	95%	96%
多数の者が利用 する特定建築物	96.6% (令和2年3月末)	—	—	—
耐震診断義務付 け対象建築物	令和4年3月ま でに耐震診断の実 施及び結果の報 告	おおむね解消	95%	95%

エ 木造住宅耐震補強助成事業助成戸数

静岡県では、県計画における活動目標として、木造住宅耐震補強助成事業の助成戸数を県全体で年間1,000戸、5年間で5,000戸とすることを掲げています。

これについて、平成30年住宅・土地統計調査による推計値では、県内の耐震性無住宅が15.2万、三島市の耐震性無住宅が4,006戸となっていることから、三島市はおよそ2.6%、5年間で130戸、年間26戸の助成を実施することが必要となります。

一方、平成26年から令和元年までに三島市が行った木造住宅耐震補強助成事業の実績は、156戸、平均で年間26戸となります。

表2-7 平成26年から令和元年までの木造住宅耐震補強助成事業の実績

事業の区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均値
耐震補強		28	17	29	38	25	19	26
除却	建替え	—	—	—	9	15	24	16
	空き家	—	—	—	4	5	13	7.3

このことから、県計画における活動指標を達成させるためには、三島市においては少なくとも平成26年以降の木造住宅耐震補強助成事業における耐震補強助成実績と同等以上の成果が求められてきます。

このため、三島市では木造住宅耐震補強助成事業について、耐震補強の実績値 26 戸/年に、さらに除却の内、建替え分の実績値 16 戸/年を加えた 42 戸/年を活動指標と定め取り組んでまいります。

表 2 - 8 令和 7 年度末における木造住宅耐震補強助成事業の助成戸数の目標

	目標値 〈静岡県〉	目標値 〈三島市〉
木造住宅耐震補強助成事業助成戸数	5,000 戸(年間 1,000 戸) この内三島市分(2.6%) 130 戸(年間 26 戸)	210 戸(年間 42 戸) (耐震補強+除却(建 替え分))

3 三島市が所有する公共建築物の耐震化の現状

令和 2 年 4 月 1 日現在の三島市が所有する 2 階以上または床面積 200 平方メートル以上の施設等 247 棟の耐震化率は 100%となっています。

表 2 - 9 市有建築物の耐震性能 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

建築物の用途	I		II	III	未診断	計 棟数
	I a	I b				
学校 (小・中学校)、幼稚園、保育園	104	16	0	0	0	120
災害時の拠点となる建築物	38	8	2	0	0	48
不特定多数の方が利用する建築物	18	1	0	0	0	19
その他の建築物	20	40	0	0	0	60
棟数	180	65	2	0	0	247
	245					
耐震化率 (%)	72.87	26.32	0.81	0.00	0.00	100
	99.19					
	100					

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、自らの防災対策を意識して取り組むことはもちろんのこと、地域の防災対策においても非常に重要な要素であることを意識して取り組むことが不可欠です。このため三島市では、対策の必要性について周知啓発を図るとともに、所有者等の取り組みを支援するため、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整備し、また、負担を軽減するための制度を構築するなど必要な施策を講じてまいります。さらに、耐震化に向けて積極的に取り組むため、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断や耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々ですが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっています。このため三島市では、耐震診断や耐震改修を支援する様々な補助制度等を実施し、所有者等が行う耐震化に向けた取り組みを支援するとともに、国が実施する支援制度（住宅ローン減税、耐震改修促進税制）を周知し、建築物の耐震改修の促進を図ります。

①プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表3-1のとおり、耐震診断や耐震改修に係る補助制度等を実施します。

表3-1 補助制度等の概要(令和3年4月現在)

区分	【事業名】概要	対象建築物	補助率等		
			国	県	市
木造住宅	【わが家の専門家診断事業】 市が行う無料の専門家派遣及び耐震診断	昭和56年5月以前	1/2	3/8	1/8
	【木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)】 補強計画と一体的に実施する耐震補強工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満を1.0以上に(0.3	50万円	30万円	20万円

		高齢者等の居住世帯は割増助成	ポイント以上向上)		10万円	10万円
		高い耐震性(1.2 以上)を確保する耐震補強への割増助成			15万円	
	除却	【木造住宅除却助成事業】耐震性が劣る木造住宅の除去工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 評点が 0.3 未満(誰でもできるわが家の耐震診断の場合は 3 点以下)	11.5%	5.75%	-
				30 万円限度		
非木造住宅	耐震診断	【既存建築物耐震診断事業】建築物の所有者が行う耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/6	1/6
	耐震診断	【既存建築物耐震診断事業】建築物の所有者が行う耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/6	1/6
				200 万円限度		
建築物等	耐震改修	【特定建築物耐震補強助成事業】一定の規模以上の建築物の所有者等が行う耐震補強工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 DID 地区内等で一定の規模・用途に限る	1/3	1/6	1/6
				1,500 万円限度		
		【緊急輸送道路沿道等建築物耐震補強助成事業】緊急輸送道路沿道等に建つ一定の規模以上の建築物所有者等が行う耐震補強工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 本計画に位置付けた緊急輸送道路沿いに限る	1/3	1/6	1/6
				1,500 万円限度		
	撤去	【ブロック塀等撤去事業】ブロック塀等を撤去しようとする所有者等に対する助成	危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6
				18 万円限度		
ブロック塀等	改善	【避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業 (緑化あり)】ブロック塀等を改善しようとする所有者等に対する助成	避難地、避難路及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6
				25 万円限度		
		【避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業 (緑化なし)】ブロック塀等を改善しようとする所有者等に対する助成	避難地、避難路及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀	1/6	1/12	1/12
				16 万 6 千円限度		
危険住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】危険住宅の所有者に対し移転に要する費用を助成	災害危険区域内等の危険住宅	1/2	1/4	1/4

②住宅ローンの優遇制度

静岡県と静岡県内金融機関は、平成 18 年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進等を図るため協定」を締結しており、各金融機関は住宅ローンの優遇措置を実施しています。

この優遇措置は、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度となります。

三島市では、静岡県と連携し当該制度の周知に努めてまいります。

③耐震改修促進税制

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じています。

住宅の耐震化を促進するための耐震改修促進税制は表 3-2 のとおりとなります。

表 3-2 耐震改修促進税制の概要

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の 10% 最大 25 万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1 戸当たり 120 m ² 相当分まで)
特例期間	令和 3 年 12 月 31 日までに耐震補強が完了	令和 4 年 3 月 31 日までに耐震補強が完了

また、耐震診断結果が報告された耐震診断義務付け対象建築物について、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った場合、工事完了の翌年度から 2 年間、固定資産税の減額措置（2 年間 1/2）が適用されます。

3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物の所有者等が安心して耐震相談を受けることができるように、窓口や電話を利用した耐震相談の他、インターネットや、講座、ワークショップ等、様々な方法に対応した相談の受付を実施します。

また、総合防災訓練等の開催に合わせて、臨時の相談窓口を設けてまいります。

「わが家の専門家診断」を受診した方が補強計画及び耐震改修に安心して進めるように、診断を行った耐震補強相談士が、耐震診断結果を所有者等に報告する際に、住宅の耐震化に係る相談及び指導等を適切かつ丁寧に行うとともに、その結果を「説明報告書」と

して三島市に報告することで、三島市が所有者等の意向や考えを把握し、フォローアップを行うとともに、補強計画の策定や耐震改修の実施を支援してまいります。

静岡県では、わが家の専門家診断事業を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成するための講習会を開催し、耐震について相談のできる身近な専門家の拡充を図っていることから、三島市では、登録された専門家の名簿を窓口に配備し、閲覧に供すことで、市民が耐震化について安心して相談できる環境の整備を図ります。

4 地震時の総合的な安全対策

平成30年6月に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀の倒壊事故等を踏まえ、ブロック塀等の安全対策が求められていることや、東日本大震災をはじめとする近年の地震で数多く報告されている、窓ガラスの飛散や外壁等の落下、天井の崩落等といった被害、エレベーターの閉じ込め事故の発生等踏まえ、法改正が進むなど、地震時の安全対策が必要となっていることから、周知徹底や指導、助言を図ってまいります。

①ブロック塀等の安全対策

歩行者の安全や避難経路の確保を図るため、道路沿いのブロック塀等の所有者等の要望に応じて、ブロック塀等の撤去や改善についての指導、助言等を行います。

国土交通省及び日本建築防災協会が公開する安全点検チェックポイント（H30.3.21公開）の活用について周知啓発に努めます。

国土交通省HP：ブロック塀等の安全対策について

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>

一般財団法人 日本建築防災協会HP：ブロック塀等の安全性確保に向けた所有者向け・施工業者向けの啓発チラシの公開について

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic-2/chirashi/>

②落下物の安全対策

窓ガラスの飛散や外壁等の落下、天井の崩落等といった被害を防ぐため、静岡県と三島市が連携し、被害の発生の恐れがある建築物を把握し、建築物の所有者等に対して周知啓発や指導、助言等を行います。

③エレベーターの安全対策

平成21年9月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策と

して、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられていることから、対策の必要性について周知啓発に努めます。

5 優先的に着手すべき建築物等の設定

①三島市として建築物の耐震化等を優先的に着手すべき建築物

- ・木造住宅
- ・地震が発生した場合において、医療活動の中心となる病院及び診療所、その他、防災上特に重要な既存建築物
- ・耐震改修促進法に定める特定既存不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物

表3-3 耐震診断義務付け対象道路

法第5条第3項第2号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路	東駿河湾環状線、国道1号のうち三島塚原インターから主要地方道三島裾野線まで、主要地方道三島裾野線のうち国道1号から市役所大社町別館まで、市道谷田168号線のうち三島玉沢インターから総合健康センターまで（平成31年4月に静岡県において選定したルート）
--	--

②重点的に耐震化すべき区域等の設定

- ・避難路等（静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第15条第5項で定める緊急輸送路、三島市地域防災計画に定める緊急輸送路及び幹線避難路、静岡県地震対策推進条例施行規則(平成8年静岡県規則第7号)第2条に規定する避難路その他の災害の発生時における避難のために移動する経路をいう。）の沿道
- ・避難地等（三島市地域防災計画に定める避難地及び避難所をいう。）に隣接する敷地

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等について周知啓発し、知識の普及を図る必要があります。

このため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいきます。

1 ハザードマップの作成・公開

三島市では、地震防災対策に関する意識の高揚を図るため、想定される大規模地震による揺れやすさ、地域の危険度、液状化危険度等を示した「三島市地震防災マップ」を平成25年度に作成していることから、ホームページによる公開や窓口等での配布、情報更新に努めます。

静岡県では、静岡県第4次地震被害想定に関する情報を「ハザードマップ(加速度分布、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等)」として作成し、「静岡県地図情報システム」のホームページにおいて公開していることから、三島市ではこの情報の周知啓発に努めます。

三島市ホームページ(地震による危険度などを記載した「三島市地震防災マップ」)

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn015664.html>

静岡県地図情報システム

<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

2 相談体制の整備・情報の充実

三島市では、計画まちづくり部建築住宅課及び企画戦略部危機管理課が経常的な地震対策に関する各種の相談窓口となります。また、各種イベント時には臨時的に相談窓口を開設します。

さらに、市民メールやしずおか電子申請サービス等、インターネットを利用した耐震相談等についても対応します。

また、三島市ホームページ「建築物等の地震対策について」により耐震診断や耐震改修等の情報を公開してまいります。

なお、消費生活に関する問い合わせについては、企画戦略部市民生活相談センターで対応します。

三島市ホームページ（建築物等の地震対策について）

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn024343.html>

3 パンフレット等の作成とその活用

三島市及び静岡県では、住宅の耐震化やブロック塀の安全対策の啓発のため各種パンフレットを作成していることから、窓口等での配布やホームページでの公開を実施してまいります。また、国及び防災関係団体等の作成したパンフレット等について積極的に活用してまいります。

- ・「後悔する前に取り組みませんか。」（三島市）
- ・「木造住宅の耐震リフォーム事例集」（静岡県）
- ・「ブロック塀の点検と改善」（静岡県）
- ・「あの人はなぜ耐震補強工事を行ったのか？」（静岡県）
- ・「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局、(財)日本建築防災協会）

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事をきっかけに耐震補強工事を行った例が少ないことから、リフォーム工事と併せて耐震補強工事を実施していただけるよう周知に努めるとともに、三島市が実施するリフォーム工事に係る助成事業等との連携を図ってまいります。

5 地域住民等（自治会等）との連携

地震防災対策を促進させるためには、地域との連携が不可欠であることから、自治会による自主防災組織等と連携し、周知啓発を図るとともに、出前講座による啓発等を行ってまいります。

また、自治会等と連携した住宅の耐震診断の実施や、ブロック塀の安全確認等を行ってまいります。

6 ダイレクトメールや戸別訪問等の実施

耐震補強工事へ誘導していくため、静岡県と連携し、「わが家の専門家診断」耐震診断未実施の住宅や、補強計画策定済みで補強工事が未実施の住宅に対してダイレクトメール等

による啓発を実施してまいります。

また、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価された住宅や、三島市地震防災マップにより地域の危険度が高い地域を対象に戸別訪問等による啓発を実施してまいります。

7 建築関係団体との連携

建築物の地震に対する安全性の向上を図る上で、建築に関する専門家の関与が不可欠であることから、建築関係団体と連携し、相談体制の構築や、周知啓発活動の実施を進めてまいります。

第5章 建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

耐震改修促進法第16条では、既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないとされており、所管行政庁は、既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができるとしております。

このため、三島市では静岡県と連携して、必要に応じた指導及び助言を実施してまいります。

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

1 新耐震基準の建築物への対策

平成28年4月に発生した熊本地震について国が行った建築物被害の原因分析では、過去の震災と同様に、新耐震基準以降の建築物と比べ旧耐震基準の建築物の被害が多くあり、旧耐震基準の建築物のより一層の耐震化を促進する必要があるとしています。

さらに、木造建築物にあっては、接合部等の仕様等が明確化された平成12年以降に建築された建物の倒壊率が低く、倒壊・崩壊の防止に有効であったことから、この仕様等の適合に留意して被害の抑制に取り組む必要があるとしています。

このことから、新耐震基準を満たす木造建築物に対して、接合部等の仕様等への適合を確認するよう周知啓発を進めてまいります。

資料編

- 1 特定既存不適格建築物の耐震化の現状
- 2 三島市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画にかかる資料
- 3 住宅の耐震化のための具体的取組み
- 4 関係法令及び条例

1 特定既存不適格建築物の耐震化の現状

(単位：棟、%) (令和2年3月末現在)

特定建築物				計 (①= ②+ ③)	昭和 56年6 月以降 の建築 物 (②)	昭和 56年5 月以前 の建築 物 (③)	台帳 上の 特定 建築 物	解体 (建 含 む)	耐震 診断 未施 建物	耐震 診断 実施 建物	耐震診 断実 施率 (%)	耐震性 有	耐震性 無	耐震 改修	未改 修	耐震性 有の建 築物数 推計 (④)	耐震化率 ※推 計値 (%) (④)	
用途																		
(1) 災害時の拠点の なる建築物	ア	災害応急対策全般 の企画立案、調整 等を行う施設	県庁、市役所、町役場、警察署、消防 署、郵便局、保健所、税務署その他こ れらに類する公益上必要な建築物	16	13	3	5	2	0	3	100.0%	1	2	2	0	16	100.0%	
			公共建築物	15	12	3	5	2	0	3	100.0%	1	2	2	0	15	100.0%	
			民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	
	イ	住民の避難所等と して使用される施 設	小学校、中学校、中等教育学校の前期 課程、盲学校、聾学校若しくは養護学 校等	47	18	29	32	3	0	29	100.0%	7	22	22	0	47	100.0%	
				公共建築物	46	17	29	32	3	0	29	100.0%	7	22	22	0	46	100.0%
				民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
			上記以外の学校	11	9	2	5	3	0	2	100.0%	0	2	2	0	11	100.0%	
				公共建築物	7	5	2	2	0	0	2	100.0%	0	2	2	0	7	100.0%
			民間建築物	4	4	0	3	3	0	0	0.0%	0	0	0	0	4	100.0%	
			幼稚園	8	6	2	3	1	0	2	100.0%	0	2	2	0	8	100.0%	
				公共建築物	3	2	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	3	100.0%
			民間建築物	5	4	1	2	1	0	1	100.0%	0	1	1	0	5	100.0%	
			保育所	11	8	3	5	2	0	3	100.0%	0	3	3	0	11	100.0%	
				公共建築物	2	1	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	2	100.0%
			民間建築物	9	7	2	4	2	0	2	100.0%	0	2	2	0	9	100.0%	
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)	4	2	2	3	1	0	2	100.0%	0	2	1	1	3	75.0%			
		公共建築物	1	0	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	1	100.0%		
	民間建築物	3	2	1	2	1	0	1	100.0%	0	1	0	1	2	66.7%			
	ウ	救急医療等を行う 施設	病院	8	7	1	2	1	0	1	100.0%	1	0	0	0	8	100.0%	
				公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
			民間建築物	7	6	1	2	1	0	1	100.0%	1	0	0	0	7	100.0%	
			診療所	2	1	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	0	1	1	50.0%	
	公共建築物	0		0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%		
	民間建築物	2	1	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	0	1	1	50.0%			
	エ	災害時要援護者を 保護、入所してい る施設	老人ホーム、身体障害者福祉ホームそ の他これらに類するもの	17	17	0	2	2	0	0	0.0%	0	0	0	0	17	100.0%	
				公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
			民間建築物	17	17	0	2	2	0	0	0.0%	0	0	0	0	17	100.0%	
			老人福祉センター、児童厚生施設、身 体障害者福祉センターその他これらに 類するもの	6	5	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	6	100.0%	
公共建築物	1	0		1	1	0	0	1	100.0%	0	1	1	0	1	100.0%			
民間建築物	5	5	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	5	100.0%				
オ	交通の拠点となる 施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗 降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%		
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	
計(1)				130	86	44	59	15	0	44	100.0%	9	35	33	2	128	98.5%	
				76	38	38	43	5	0	38	100.0%	8	30	30	0	76	100.0%	
				54	48	6	16	10	0	6	100.0%	1	5	3	2	52	96.3%	
(2) 不特定多数の者 が利用する建築物	劇場・観覧場・映画館又は演芸場		0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	
			3	3	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	3	100.0%	
集会場	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%			
民間建築物	2	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%				

	博物館・美術館・図書館又は展示場		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	百貨店		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設又は遊技場		4	4	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	4	100.0%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	4	4	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	4	100.0%
	公会堂		1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
		公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
	卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗		7	5	2	2	0	1	1	50.0%	0	1	0	1	5	71.4%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	7	5	2	2	0	1	1	50.0%	0	1	0	1	5	71.4%
	ホテル又は旅館		7	6	1	4	3	0	1	100.0%	0	1	1	0	7	100.0%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	7	6	1	4	3	0	1	100.0%	0	1	1	0	7	100.0%
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		5	3	2	2	0	1	1	50.0%	1	0	0	0	4	80.0%
		公共建築物	2	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%
		民間建築物	3	1	2	2	0	1	1	50.0%	1	0	0	0	2	66.7%
	公衆浴場		1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		4	0	4	6	2	0	4	100.0%	1	3	3	0	4	100.0%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	4	0	4	6	2	0	4	100.0%	1	3	3	0	4	100.0%
	計(2)		33	24	9	14	5	2	7	77.8%	2	5	4	1	30	90.9%
		公共建築物	4	4	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	4	100.0%
		民間建築物	29	20	9	14	5	2	7	77.8%	2	5	4	1	26	89.7%
(3) 特定多数の者が利用する建築物	事務所		38	29	9	14	5	4	5	55.6%	1	4	3	1	34	89.5%
		民間建築物	38	29	9	14	5	4	5	55.6%	1	4	3	1	34	89.5%
	工場		28	21	7	7	0	1	6	85.7%	0	6	6	0	27	96.4%
		公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
		民間建築物	28	21	7	7	0	1	6	85.7%	0	6	6	0	27	96.4%
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿		152	117	35	59	24	7	28	80.0%	24	4	4	0	149	98.0%
		公共建築物	50	28	22	26	4	0	22	100.0%	19	3	3	0	50	100.0%
	民間建築物	102	89	13	33	20	7	6	46.2%	5	1	1	0	99	97.1%	
	計(3)		218	167	51	80	29	12	39	76.5%	25	14	13	1	210	96.3%
		公共建築物	50	28	22	26	4	0	22	100.0%	19	3	3	0	50	100.0%
		民間建築物	168	139	29	54	25	12	17	58.6%	6	11	10	1	160	95.2%
小計(1)+(2)+(3)			381	277	104	153	49	14	90	86.5%	36	54	50	4	368	96.6%
		公共建築物	130	70	60	69	9	0	60	100.0%	27	33	33	0	130	100.0%
		民間建築物	251	207	44	84	40	14	30	68.2%	9	21	17	4	238	94.8%

※一部推計を含む

(過去に実施した耐震診断の結果から耐震性有となる割合を求め、その割合を耐震診断未実施件数に掛けて得られた数を耐震性有の建築物に加算して耐震化率を推計)

2 市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画にかかる資料

各ランクの耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	本県独自の判定基準		
		備考欄		旧基準の建築物 (CI=1.0)	新基準の建築物 (用途係数(I))	
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC S SRC CB	$I_s/ET \geq 1.25$	I=1.25
				W	総合評点 ≥ 1.5	
	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		RC S SRC CB	$I_s/ET \geq 1.0$	I=1.0
				W	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$	
II	耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い が、かなりの被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	RC S SRC CB	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$		
			W	$0.7 \leq \text{総合評点} < 1.0$		
III	耐震性能が劣る建築物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		RC S SRC	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$		
			W	総合評点 < 0.7		

用語の解説

耐震性能	建物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標 (I_s 値)	建物が保有する耐力を表す指標(耐震診断で算定)
静岡県の耐震 判定指標値 (ET 値)	東海地震に対して安全性を確保するための建物が保有する耐力の目標値 $ET = E_s \times CI \times CG$ E_s : 基本耐震指標値 CG = 地形指標 がけ地等の場合 : 1.25 その他の場合 : 1.0
用途係数(I)	建物の用途により地震力を割増す係数 $I = 1.25$ の場合 : ランク I a $I = 1.0$ の場合 : ランク I b
建物の重要度係数 (CI)	地震による建物の破壊を抑える程度を表す係数 $CI = 1.25$ の場合 : 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする。 $CI = 1.0$ の場合 : 地震時に倒壊せずにある程度の被害にとどめる。
総合評点	木造建物が保有する耐力を表す指標(耐震診断で算定)
建物の構造	
RC	鉄筋コンクリート造(鉄筋コンクリート造の中には、市営住宅等で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と壁式プレキャストコンクリート造(WPC)がある)
S	鉄骨造(軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造(LS)とする)
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
CB	コンクリートブロック造
W	木造

3 住宅の耐震化のための具体的取組み

(1) 国の目標の考え方

中央防災会議が「南海トラフ巨大地震」に対して定めた目標

区分	内容
基本目標	・耐震化の必要性に関する所有者等への普及啓発や、耐震改修等に対する支援等の取組みを地方公共団体と連携して進める。
具体目標（抜粋）	・住宅の耐震化率を令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。

※南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議、R元.5策定）より抜粋

(2) 三島市の目標の考え方

- ・静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013において、「想定される犠牲者を2022年度までの10年間で8割減少させることを目指す」という減災目標を設定
- ・三島市地震対策アクションプログラム2013において、「一人でも多くの市民の生命、身体及び財産を守る」という減災目標を設定

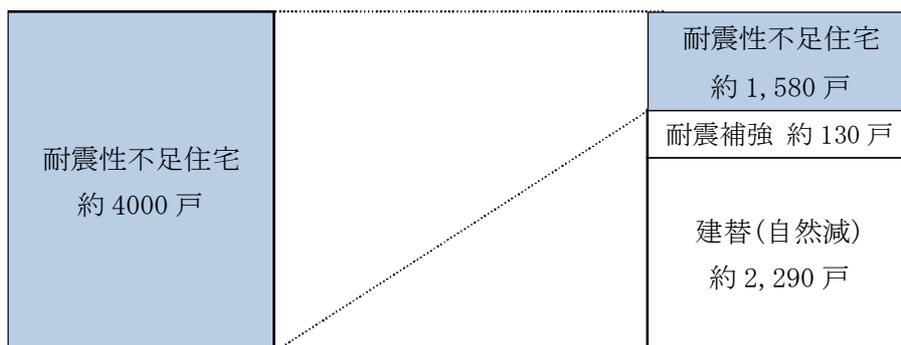


死者数8割減少の減災目標を達成するためには、住宅の耐震化率95%が必要

(3) 新たな目標（住宅の耐震化率96%）達成の道筋

「耐震補強」、「建替」、「住み替え」により、令和7年度末までに耐震性が不足する住宅に居住する世帯を約4,000戸減らし、耐震化率96%を目指す。

平成30年10月	令和7年度末
(耐震化率(推計)：91.0%)	(耐震化率(目標)：96%)



(ア) 耐震補強

→年間ベース：過去5年の補強工事補助件数平均＝約26戸

→5年間の耐震補強：26戸×5年＝130戸

(イ) 建替（自然減・住み替え含む）

→年間ベース：新設住宅着工戸数(持家)＝300戸 ～ 400戸程度

→5年間の建替え戸数：1,500～2,000戸

→自然減及び住み替えで200～300戸

(4) 木造住宅の耐震改修事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震改修工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、三島市の木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

4 関係法令及び条例

○建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)(平成七年十月二十七日)(法律第二百二十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する
重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定

める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法

律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診

断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にそ

の敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置 (要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築

物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者

の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)(平成七年政令第四百二十九号)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変

更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一

項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立

入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトク

ラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計

に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)

二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火^ま箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品

当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

○静岡県地震対策推進条例(平成8年3月28日条例第1号)(抜粋)

(既存建築物の耐震性の向上)

第15条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条第1項に規定する要安全確認計画記載建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画

- 記載建築物について耐震診断を行わなければならない。
- 2 既存建築物(昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第3条ただし書に規定するものを除く。))をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。
 - 3 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。
 - 4 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。
 - 5 知事は、緊急輸送路、避難路(市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物について、必要な耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 6 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 7 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

- 第16条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。

- 2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

- 3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

- 4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。

- 5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

○静岡県地震対策推進条例施行規則(平成8年規則第7号)(抜粋)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下

「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難路)

第2条 条例第15条第5項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路(市町村地域防災計画において幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。)とする。

(1) 地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。)から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項の都市計画において定められた容積率の限度が400パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項及び第2項の道路

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)(抜粋)

(保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言)

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲

げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

○建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抜粋)

第三節の六 勧告の対象となる建築物
第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの